

日南町小規模改修等に係る原材料支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日南町における農林業用施設の施設整備に対し、原材料を支給するものとし、その支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給対象事業)

第2条 この原材料の支給となる事業は、別表1に掲げる施設に係る事業(次に掲げる事業を除く。以下「対象事業」という。)とする。

- (1) 国の補助を受けて行う事業に係る採択基準を満たしている事業
- (2) 町長が別に定める場合を除き、受益者の数が1以下である施設に係る事業
- (3) 一申請当たりの支給材料費の合計が、町長が別に定める金額未満の事業
- (4) 原則、町長が別に定める期日までに完了しない事業
- (5) 町長が別に定める事業の適用を受けることができる事業

(支給原材料)

第3条 支給に係る原材料は別表2に掲げるものとする。

(支給対象事業者等)

第4条 支給を受けることのできる者は、事業を行う当該施設管理団体長等(以下「事業者」という。)とする。

(支給原材料の限度額)

第5条 原材料支給に係る一申請当たりの限度額は、町長が別に定める金額以下とし、予算の範囲内において支給する。但し、特に、必要と認められた場合は、この限りでない。

(支給の申請)

第6条 事業者が事業を実施しようとするときは、事業申請書(様式第1号)を提出し、事業に関する認定書(様式第2号)を受けなければならない。

2 事業申請書は、原則として町長が別に定める期日までに行わなければならない。

(事業完了報告及び検査)

第7条 事業が完了したときは、すみやかに事業完了報告書(様式第3号)を提出し、検査を受けるものとする。

(支払)

第8条 事業に係る支給原材料の支払いは、町が納入業者に直接支払うものとする。但し、次に掲げる場合は、その該当する支給原材料の支払いは、事業者が納入業者へ支払うものとする。

- (1) 支給原材料を事業申請書に記載された内容と異なる目的に使用したと認められる場合
- (2) 支給材料を使用しなかった(1/2以上の残)と認められる場合

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項については、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 本事業は、鳥取県しっかり守る農林基盤交付金を財源の一部としているため、鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則が廃止された時点で、本要綱の効力を失う。

別表 1 (第 2 条関係)

対 象 施 設
農業用排水施設 農道、林道(作業道含む) 頭首工 ため池 その他土地改良施設等

別表 2 (第 3 条関係)

支 給 原 材 料
碎石 真砂土 生コン アスファルト合材 2次製品水路 その他